

## 答 申 第 489号

### 第 1 審議会の結果

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

1 平成 30 年 3 月 2 日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、千種区役所が保有する、私に関する下記の記録 ①生活保護を受ける前の相談の記録 ②生活保護を受け初めてから本日までの記録 ③生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条による返還金の記録に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 同年 4 月 13 日、実施機関は、本件開示請求に対して、千種区役所が保有する、請求者に関する下記の記録 ①生活保護を受ける前の相談の記録 ②生活保護を受け始めてから請求日までの記録 ③法第 63 条による返還金の記録を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 条例第 20 条第 1 項第 3 号に該当

当該保有個人情報には開示請求者以外の者に関する情報が含まれており、開示することによりそれらの者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 条例第 20 条第 1 項第 5 号に該当

開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 条例第 20 条第 1 項第 7 号に該当

生活保護の評価、調査及び関係機関とのやり取りに係る情報は、開示することにより事務の公正又は円滑な実施に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 同年 7月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

平成30年 4月13日付「30千民第 1号」個人情報一部開示書類において、「一部について開示をしない理由」とあるが、これを取り消し、黒塗りにより解らない文章を全て開示することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「一部について開示しない理由」とあるが、審査請求人と父は全ての財産を千種区役所、保護課に横領されており、弁護士からも、検察庁の方からも、市役所に黒塗り部分を開示してもらおうと言われた。
- (2) その為には、真実を知る必要がある。黒塗りの文章を、全て開示させてほしい。
- (3) 審査請求人が本件処分において、保護台帳の一部開示ではなく、全文開示を求めた事に対し、弁明書には条例第20条第 1項第 3号、第 5号、第 7号の三つの条文を隠れみのにして、「新たに開示される情報により得られる審査請求人の利益の大きさが、本件処分における非開示情報を開示することによって失われる審査請求人以外の者の利益の大きさを上回るものとは言えない。」と言って、千種区役所が犯した犯罪を闇に葬ろうとしている。
- (4) 保護台帳の全文開示をしないと、千種区役所の関係者が行った犯罪の全貌が分からない。
- (5) 犯罪の全貌を明らかにすることは、このような犯罪が二度と行われないうようにするために必要なことであり、公共の利益になり、非開示情報を開示することによって失われる審査請求人以外の者の利益の大きさを上回るものである。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、本件処分において一部開示した情報である保護台帳の、全ての文章の開示を求めているが、保護台帳は、保護の決定の根拠や保護適用の過程を客観的に明示して、被保護者の生活実態(家族構成、経歴、生活実態、病状等)を把握し、自立助長に向けた援助を行うための資料となるだけでなく、保護の目的である「最低生活の保障」が適切に行われているかを検証する資料となるものである。
- 2 本件処分において、32か所を非開示としたが、これらは、審査請求人以外の者に関する情報、生活保護の評価に係る情報、他行政機関とのやり取りに係る情報、医療機関との調整に係る情報のいずれかに該当するものである。
- 3 保護台帳はその性質上、被保護者に関する情報だけでなく、被保護者以外の者に関する情報をも含むものであり、それらを開示することにより、審査請求人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第20条第 1項第 3号に該当することから非開示としたものである。
- 4 また、審査請求人以外の者に関する情報の中には、当時の審査請求人と審査請求人以外の者との関係から、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがある情報があり、条例第20条第 1項第 5号に該当することから非開示としたものである。
- 5 生活保護の評価に係る情報および他行政機関とのやり取りに係る情報、医療機関との調整に係る情報は、本市の機関、国、他行政機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、指導、評価、判定等に係る事務に関し、公正又は円滑な実施に支障が生ずるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、条例第20条第 1項第 7号に該当することから非開示としたものである。
- 6 審査請求人には請求の理由があっても、新たに開示される情報により得られる審査請求人の利益の大きさが、本件処分における非開示情報を開示することによって失われる審査請求人以外の者の利益の大きさを上回るもの

とは言えない。

## 第 5 審議会の判断

### 1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 審査請求人以外の者のうちの一部（以下「本件第三者①」という。）の連絡先、発言内容及び実施機関とのやり取り等（以下「本件非開示情報①」という。）が、条例第20条第 1項第 5号に該当するか否か。
  
- (2) 審査請求人以外の者のうちの本件第三者①を除く者（以下「本件第三者②」という。）の連絡先、属性及び発言内容等（以下「本件非開示情報②」という。）が、条例第20条第 1項第 3号に該当するか否か。
  
- (3) 訪問格付けや審査請求人の言動等に対する評価等の生活保護の評価に係る情報、他行政機関とのやり取りに係る情報及び医療機関との調整に係る情報（以下「本件非開示情報③」という。）が、条例第20条第 1項第 7号に該当するか否か。

### 2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたもので

あることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

### 3 保護台帳について

実施機関は、生活保護受給世帯ごとに保護台帳を作成し、世帯、資産、扶養義務者の状況、訪問記録、面接記録及び決定調書等、生活保護業務を適正に遂行するための資料を保管している。

保護台帳には、世帯の生活状況や、健康状態をはじめ、民生委員による保護世帯への助言や指導に関する記録、他の関係機関等から得た調査内容等が記録されている。

### 4 非開示事由該当性について

#### (1) 条例第20条第1項第3号該当性

実施機関は本件非開示情報①を条例第20条第1項第5号に該当するとしているが、本件非開示情報①は、本件第三者①の連絡先等であり、条例第20条第1項第3号にも該当し得るものである。

そこで、審議会はまず、本件非開示情報①及び②が、条例第20条第1項第3号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、開示請求者以外の者の個人に関する情報にあっては、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件非開示情報①及び②には、開示請求者である審査請求人以外の者である本件第三者①及び②（以下、まとめて「本件第三者」という。）の連絡先、属性及び発言内容等が含まれており、これらは開示請求者以外の者の個人情報に該当する。

ウ 本件第三者の連絡先や属性は、通常他人に知られたくないものであり、これを開示すると、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、本件第三者の発言内容には、審査請求人の意に反するおそれのあるものが含まれ、審査請求人に暴力や暴言で身体的、精神的に苦

痛を受けた者がいるという事実にかんがみると、これを開示することにより発言者の身体等の保護に支障を及ぼし、本件第三者の正当な権利利益を害するおそれがある。

エ ただし、審査請求人の父が自宅を手放すことを検討している旨が記載された部分など、他の箇所その内容を開示しているものについては、その意向を発言した箇所を開示しても当該発言者の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

オ 以上より、本件非開示情報①及び②のうち、他の開示箇所から審査請求人が了知している情報（以下「本件非開示情報④」という。）については条例第20条第1項第3号に該当すると認められないが、それ以外の部分は条例第20条第1項第3号に該当すると認められる。

## (2) 条例第20条第1項第7号該当性

ア 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件非開示情報③及び④は、実施機関が行う生活保護事務に関する情報であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。

ウ 本件非開示情報③には、訪問格付けや審査請求人の言動等に対する評価等の生活保護の評価に係る情報、他行政機関とのやり取りに係る情報及び医療機関との調整に係る情報が含まれる。

エ 本件非開示情報③のうち訪問格付けは、開示することにより、生活保護事務の担当者と生活保護受給者との見解の相違により生じる軋轢から、今後、公正又は円滑な評価ができなくなり、家庭訪問を適切に行えなくなるおそれが生じる可能性を否定できない。

オ 本件非開示情報③のうち審査請求人の言動等に関する評価等は、これを開示すると審査請求人との信頼関係が損なわれるだけでなく、内容に不満を持つ審査請求人から苦情や不当な要求等が繰り返される可

能性があり、相談援助活動の方針決定過程に影響を及ぼし、相談援助活動が困難になるおそれがあると認められる。

カ 本件非開示情報③のうち他行政機関との個別具体的な事項に係る取り扱いに関する職員名や、当該職員とのやり取りは、これを開示すると、審査請求人と当該職員の見解の相違により、審査請求人と他行政機関との間に軋轢が生じ、他行政機関に苦情等が繰り返されるおそれがあると認められる。

キ 本件非開示情報③のうち医療機関の職員名及び医師による診断の内容が記載されている部分は、これを開示すると、審査請求人から当該職員や医師に対する苦情等が繰り返されることにより、実施機関が医療機関からの信頼を失い、今後、当該機関との円滑な情報交換を行えなくなるおそれがあると認められる。

ク 本件非開示情報④は、これを開示すると、その内容の解釈によっては、審査請求人から苦情や不当な要求等が繰り返される可能性があり、実施機関による方針の決定等の業務の遂行に支障が生じるおそれが考えられる。

ケ 以上より、本件非開示情報③及び④は、条例第 20 条第 1 項第 7 号に該当すると認められる。

### (3) 条例第 20 条第 1 項第 5 号該当性について

実施機関は、本件非開示情報①が条例第20条第 1項第 5号に該当すると主張するが、上記(1)及び(2)のとおり、本件非開示情報①は、条例第20条第 1項第 3号又は第 7号に該当するため、これについて重ねて判断する必要はない。

## 5 条例第21条（裁量的開示）の適用について

(1) 審査請求人は、反論意見書及び口頭による意見陳述において、本件処分における非開示情報を開示することにより得られる利益が、開示することによって失われる本件第三者の利益の大きさを上回ると主張しているが、当該主張は、条例第 21 条の適用の余地があるとの主張であるとも考えられるため、この点について判断する。

(2) 本条の裁量的開示とは、条例第 20 条第 1 項第 1 号から第 8 号までの非開示情報のいずれかに該当する情報であっても、当該非開示情報の規定により保護される利益に優越する個人の権利利益を保護する理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができるものである。

(3) 上記 4 で判断したように、本件処分における非開示情報は、その全てが条例第 20 条第 1 項第 3 号及び第 7 号のいずれかに該当すると認められる。

(4) また、審査請求人より、本件処分における非開示情報を開示した場合に得られる利益について具体的な主張はなく、当該非開示情報を開示することにより保護されることとなる審査請求人の権利利益について、当該非開示情報を非開示とすることにより保護される利益よりも優越するものとして特に保護の必要があるものと認めるには至らないと言わざるを得ない。

(5) 以上のことから、条例第21条を適用し、実施機関において裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

## 7 付言

審議会で本件生活保護台帳を見分したところ、実施機関の、開示又は非開示に係る判断に不整合とも思える部分も見受けられた。

条例においては、非開示情報を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない旨を定めており、非開示の判断及び説明には、一貫性が求められる。

そのため、実施機関においては、今後このような不整合がないよう、非開示の判断等にあたっては細心の注意を払われたい。

## 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成30年10月12日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知

11月12日	実施機関の弁明書を受理
平成31年 1月18日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
2月15日	審査請求人の反論意見書を受理
令和 3年 3月12日 (第270回審議会)	調査審議
4月23日 (第271回審議会)	調査審議
6月25日 (第273回審議会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
7月30日 (第274回審議会)	調査審議
8月30日	答申